右作業能率ノ検討ハ従来ノ決定的ナル因ヲナスモノナレハ心アル当局ハカカル欺瞞的制度ヲ徹底的ニ改善シ以テ従業員ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメン事ヲ即時実際的問題トシテ具体化セラレタシ

（例ヘハ他ノ普利会社ノ実状ニ照応セヨ）

具体案

一、公傷甲乙ノ差別ヲ撤廃スル事

二、総ヘテノ公傷者ニ対シ従来ノ甲種ヲ以テ当ラル事

八、共済組合評議員会可決事項ヲ即時実施セラレタシ

吾等但常生活ヲ左右スル点ノ多キ等ノ諸般機関トシテノ共済組合評議員会ニ於ケル決議セラレタル事項ニシテ絶対的ノモノト信ゼシニ当局ハ斯ル事項ヲ無視シ其実施方ヲ回避セントスルニ於テハ其専断ニ言語道断ナリ

●実施可能性アルモノハ何故決議サレタルカ

●吾等ニ何ヲ以テ労働条件ヲ評議員ヲ選出セシメシヤ？